

雇用調整助成金等の申請支援 ～雇用調整助成金に関する 無料相談支援の期間を延長します～

区内中小企業が国の雇用調整助成金等の制度を利用するにあたり、社会保険労務士による無料相談支援を行っています。雇用調整助成金の特例措置が9月30日(木)まで延長されたことに伴い、無料相談支援の期間を延長します。

- ▶相談支援 ①雇用調整助成金 ②新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
- ▶対象 区内に本店または事業所のある中小企業の事業主、区内に事業所のある個人事業主
- ▶支援内容 ・制度概要説明 ・申請書類等の手続きに関する相談、助言 ・申請に伴う制度整備に関する相談、助言
- ▶時間・回数 1回につき2時間以内、1社最大5回まで(事前予約制)
- ▶相談予約受付期間 9月18日(金)まで(相談支援は9月30日(木)まで実施)
- ▶問合せ 台東区産業振興事業団経営支援課商工相談担当
TEL (5829) 4125

中小企業振興センターに 新型コロナウイルス感染症に関する 特別相談窓口を設置しています

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある中小企業者等を支援するため、特別相談窓口を設置しています。

- ▶相談内容
 - ・国の持続化給付金、家賃支援給付金、都の感染拡大防止協力金などの中小企業支援策
 - ・経営に関する相談 ・資金繰り相談 など
- ▶受付時間 午前10時～午後4時
(土・日曜日・祝日を除く)
- ▶問合せ
 - ・資金繰りに関する相談は産業振興課融資担当
TEL (5829) 4128
 - ・中小企業支援策や経営に関する相談(事前予約制)は台東区産業振興事業団経営支援課商工相談担当
TEL (5829) 4125

新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCCA) をインストールしましょう

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)」は、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようにプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンアプリです。
詳しくは、厚生労働省HP(下記二次元コード)をご覧ください。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

●保険料の減免制度 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象者・要件等は下表をご覧ください。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
対象者・要件	①新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者※1 が死亡または重篤な傷病を負った 世帯※2 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、 主たる生計維持者※1 の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」といいます)の減少が見込まれ、次の⑦～⑩(介護保険料は⑪・⑫)の全てに該当する 世帯※2 世帯の主たる生計維持者について、 ⑦事業収入等のいずれかの 減少額※3 が 前年※4 の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑧ 前年※4 の合計所得金額が1,000万円以下 ⑨当該事業収入等に係る所得以外の 前年※4 所得の合計額が400万円以下		世帯の主たる生計維持者について、 ⑪事業収入等のいずれかの 減少額※3 が 前年※4 の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑫当該事業収入等に係る所得以外の 前年※4 所得の合計額が400万円以下
減免される額	全部または一部(条件によります)		全部または10分の8
対象となる保険料	令和元年度分および令和2年度分の保険料で、2年2月1日～3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの		
問合せ	台東区国保コールセンター TEL (6365) 2718	国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491	介護保険課資格・保険料担当 TEL (5246) 1242・1246

※1、※2…後期高齢者医療保険料・介護保険料は、※1を「被保険者の属する世帯の主たる生計維持者」、※2を「者」と読み替えてください。
 ※3…保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額を控除します。 ※4…前年とは、平成31年1月1日～令和元年12月31日までの1年間を指します。

●傷病手当金の支給 対象 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方※給与などの支払いを受けている方に限ります。 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日 支給額 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 適用期間 2年1月1日～9月30日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)
 問合せ 国民健康保険「台東区国保コールセンター」TEL (6365) 2718 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」TEL 0570-086-519

体調がおかしいと思ったら まずは電話で相談しましょう



強いだるさや息苦しさがある方、風邪のような症状・発熱が続く方は下記へご相談ください。
※かかりつけ医のいる方はそちらへ電話でご相談ください。

帰国者・接触者電話相談センター

- 月～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日曜日・祝日を除く
TEL 03-3847-9402 (台東区)
- 聴覚に障害のある方などからの相談
FAX 03-3841-4325 (台東区)
- 月～金曜日 午後5時～翌日午前9時
※土・日曜日・祝日は終日
TEL 03-5320-4592 (東京都)

不安に思う方は下記へご相談ください。(微熱や軽い咳が出ている、感染したかもしれない、においや味を感じない)

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

- 午前9時～午後10時
TEL 0570-550571
- 聴覚に障害のある方などからの相談
FAX 03-5388-1396 (東京都福祉保健局)